

熊本県 八代市

下水道使用料改定(案)説明資料



～八代市のマンホール蓋～

八代市の市木である「晩白柚」と畳の材料として使用され日本一の生産量を誇る「い草」がデザインされています。

1. 下水道使用料改定理由及び概要

(1) 使用料の改定理由

令和5年度から現金収支がマイナスになる見込みであるため。

＜主な要因＞

- ① 使用料収入（有収水量）の伸び悩み
- ② 維持管理費の増
- ③ 低い経費回収率
- ④ 一般会計の財政状況悪化による繰入金の減

（単位：百万円）

		31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
収益的収支	収益的収入	3,286	3,195	3,247	3,232	3,285	3,314	3,373	3,393
	収益的支出	2,809	2,796	2,809	2,892	2,906	2,943	2,982	3,001
	純損益	477	399	438	340	379	371	391	392
資本的収支	資本的収入	2,894	3,179	2,930	2,786	2,467	2,440	2,416	2,393
	資本的支出	3,979	4,250	3,988	3,956	3,656	3,702	3,640	3,635
	差引	△ 1,085	△ 1,071	△ 1,058	△ 1,170	△ 1,189	△ 1,262	△ 1,224	△ 1,242
現金収支		47	24	△ 17	△ 11	△ 33	△ 61	△ 53	△ 48
資金残高		367	391	374	363	330	269	216	168

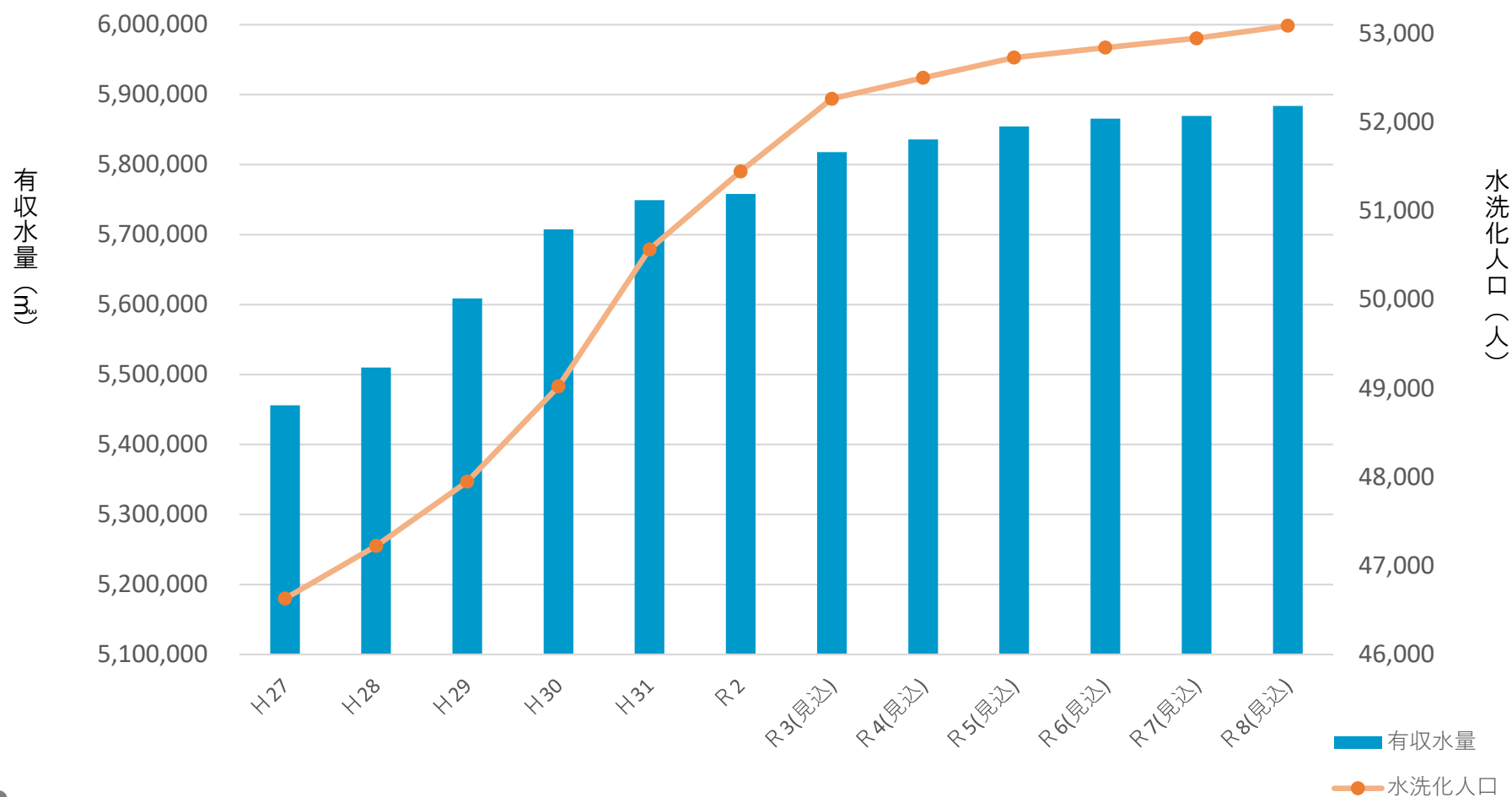
① 使用料収入(有収水量)の伸び悩み

【主な要因】

- ◆ 人口減少による水洗化人口の伸び悩み
- ◆ 節水型トイレ・家電の普及による一人あたりの使用水量の減少

※「有収水量」とは、処理した汚水のうち下水道使用料の対象となる水量を表す。

図1 有収水量・水洗化人口の推移



② 維持管理費の増加

【管渠延長】 汚水408km、雨水28km、計436km（令和3年度末見込）

【汚水ポンプ施設】 中央中継ポンプ場（昭和59年度供用）、松崎中継ポンプ場（平成6年度供用）
麦島中継ポンプ場（平成18年度供用）

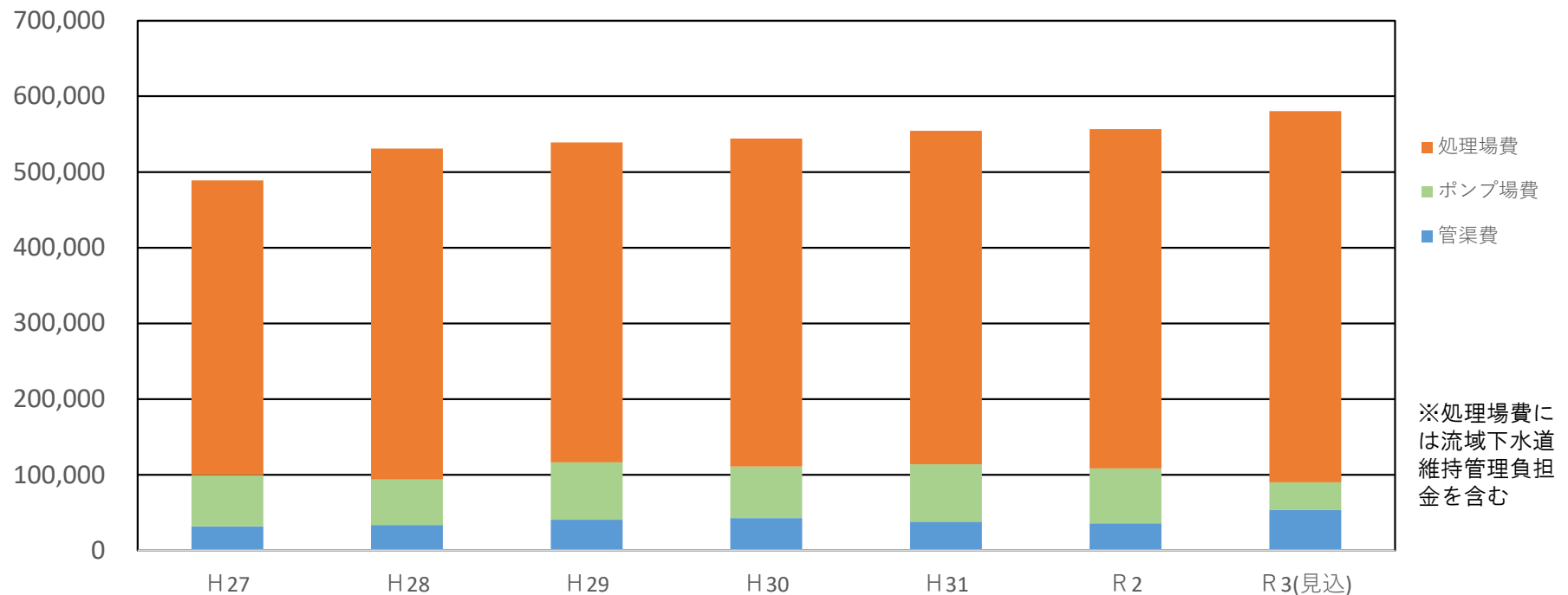
【雨水ポンプ施設】 野上ポンプ場（昭和47年度供用）※平成24年度に増設
中央ポンプ場（昭和56年度供用）、麦島ポンプ場（平成17年度供用）

【処理場施設】 八代市水処理センター（昭和59年度供用）

【雨水調整池】 北部中央公園雨水調整池（令和3年度供用）

◆増加要因：区域拡大に伴う総処理水量の増加、施設の老朽化による補修費の増加

図2 維持管理費の推移

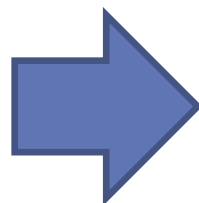


③ 低い経費回収率

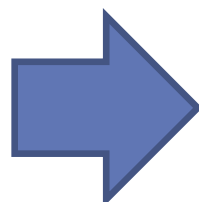
【主な要因】

- ◆ 平野部で勾配が少ない
- ◆ ポンプ場の建設など整備費が割高

- ◆ 人口密度が低い
- ◆ 水洗化率が低い



資本費（元利償還金）
の高騰



整備に見合う
使用料収入が確保できない

※「経費回収率」とは、污水事業に係る経費（維持管理費・資本費）のうち、使用料で賄われている割合のことをいう

$$\text{経費回収率} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{污水处理経費}}$$

令和3年度末（見込）における経費回収率・・・67.4%

→残りの32.6%は、一般会計からの繰入金や企業債で賄わざるを得ない状況

表1 経費回収率予測

項目			元年度 (実績)	2年度 (実績)	3年度 (見込)	4年度 (見込)	5年度 (見込)	6年度 (見込)	7年度 (見込)	8年度 (見込)
有収水量	(A)	m ³	5,749,275	5,757,887	5,817,730	5,836,064	5,854,396	5,865,717	5,869,520	5,883,759
使用料収入	(B) ※現行	千円	1,163,618	1,181,113	1,188,918	1,203,180	1,187,547	1,188,542	1,188,037	1,190,589
汚水処理原価 = (1) + (2)	(C)	千円	2,652,543	2,645,962	2,672,324	2,628,141	2,599,724	2,577,198	2,483,349	2,445,419
維持管理費 (1)		千円	678,811	689,499	753,261	759,829	767,126	766,816	766,870	766,529
内訳	使用料対象分 (ア)	千円	670,407	680,593	744,987	751,555	758,087	757,777	757,831	757,490
	公費負担分 (イ)	千円	8,404	8,906	8,274	8,274	9,039	9,039	9,039	9,039
資本費 (2)		千円	1,973,732	1,956,463	1,919,063	1,868,312	1,832,598	1,810,382	1,716,479	1,678,890
内訳	使用料対象分 (ウ)	千円	1,086,733	1,119,868	1,019,793	888,339	890,569	835,068	821,191	810,838
	公費負担分 (エ)	千円	886,999	836,595	899,270	979,973	942,029	975,314	895,288	868,052
使用料対象経費 = (ア) + (ウ)	(D)	千円	1,757,140	1,800,461	1,764,780	1,639,894	1,648,656	1,592,845	1,579,022	1,568,328
経費回収率 = (B) / (D)	(E)	%	66.2	65.6	67.4	73.4	72.0	74.6	75.2	75.9
経費回収率【資本費分】 = ((B) - (ア)) / (ウ)	(F)	%	45.4	44.7	43.5	50.8	48.2	51.6	52.4	53.4
資金不足額 = (D) - (B)	(G)	千円	593,522	619,348	575,862	436,714	461,109	404,303	390,985	377,739
填補	一般会計 (H)	千円	178,122	210,148	189,362	100,314	136,309	120,703	124,785	129,239
源財	企業債借入 (I)	千円	415,400	409,200	386,500	336,400	324,800	283,600	266,200	248,500

○維持管理費のうち**公費負担分(イ)**

- ◆ 下水道の規制に関する事務に要する経費
- ◆ 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費

○資本費のうち**公費負担分(エ)**

- ◆ 分流式下水道等に要する経費
- ◆ 高資本費対策に要する経費（供用開始30年未満の事業）
- ◆ 緊急下水道整備特定事業に要する経費
- ◆ 下水道事業債（特例措置分・特別措置分）の償還に要する経費
- ◆ 流域下水道の建設に要する経費

上記の(イ)及び(エ)については、**交付税の対象となるため
使用料対象経費から控除する。**

○補填財源のうち**企業債借入(1)**

- ◆ 資本費平準化債・・・施設の耐用年数と当該施設整備に係る借入金の償還年数との差により生じる資金不足を解消するとともに、整備当初における利用者の負担を軽減し、世代間の負担の公平を図るため借り入れる企業債
- ◆ 特別措置分・・・資本費に対する交付税措置で、従来の公費負担割合による額と新たな公費負担割合（平成18年度～）による額との差額に対して借入が可能となる企業債

④ 一般会計の財政状況悪化による繰入金の減

八代市の一般会計の財政状況

- 地方交付税の削減（令和3年度より合併算定替の上乗せが終了）
- 少子高齢化の進展に伴う扶助費など義務的経費の増加
- 新庁舎建設や豪雨災害などによる公債費（借入金返済額）の増加
- 大規模災害等に備えた基金残高の確保が必要

一方、下水道事業では・・・

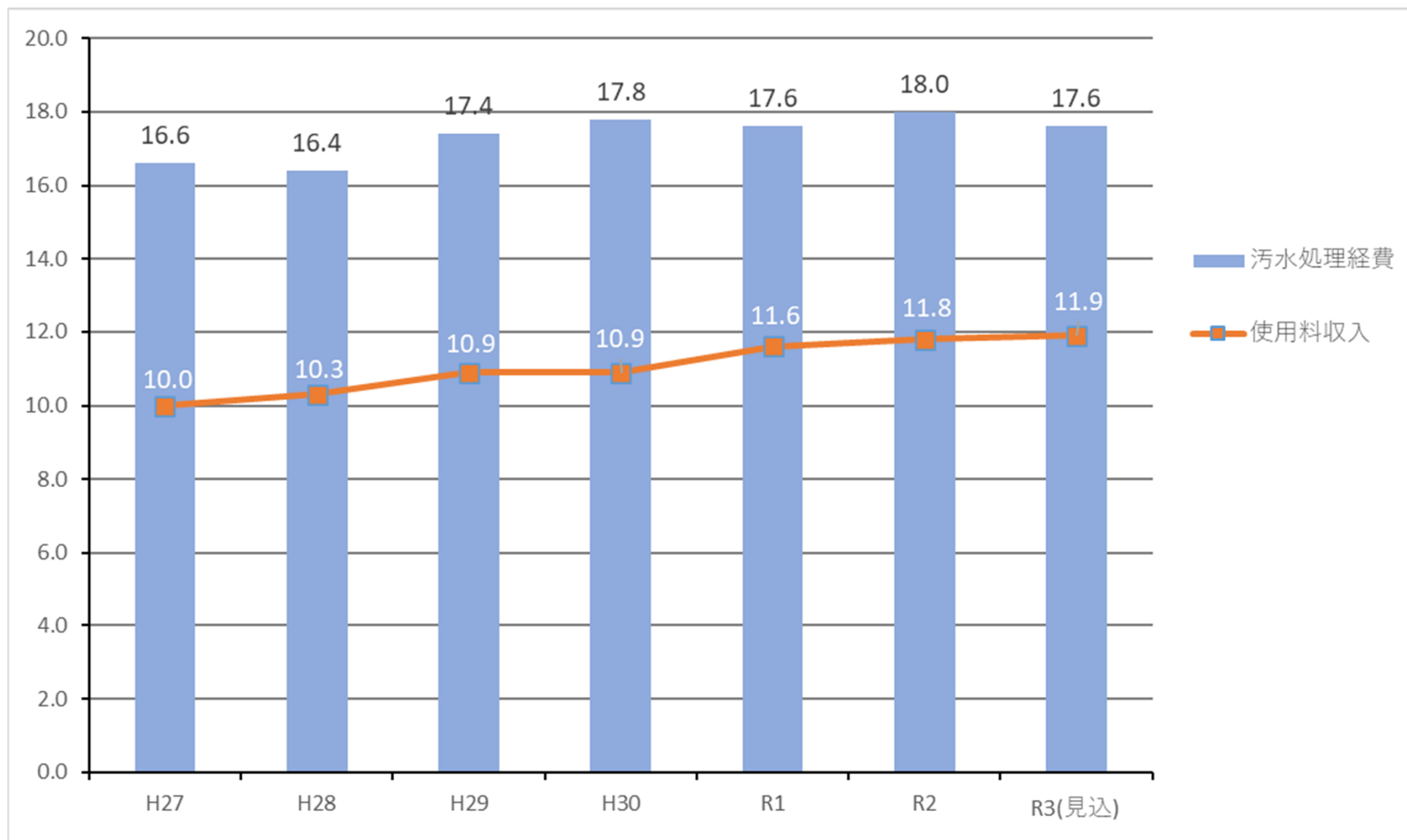
- 収入不足分を一般会計からの繰入金（税金）で補てんしている状況
- 下水道の区域外の方々にも負担を求めることになるため、本来の「使用者負担の原則」から公平性を欠いている状況



一般会計からの繰入金の大幅な削減が予想される中、本来の受益者負担の原則に基づき、下水道法第20条で定める適正な使用料の設定が必要となる。

図3 汚水処理経費・下水道使用料の推移

(単位：億円)



(2)改定(案)の概要

①下水道使用料の法的根拠

- ◆ 条例の定めにより、使用料を徴収することができる。
(下水道法第20条第1項)

- ◆ 使用料の原則 (下水道法第20条第2項)

- ・ 量、水質に応じたものであること。
- ・ 適正な原価を超えないものであること。
- ・ 定率、定額で明確なものであること。
- ・ 不当な差別的取扱いをしないものであること。

- ◆ 独立採算制の原則 (地方財政法第6条)

公営企業は、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

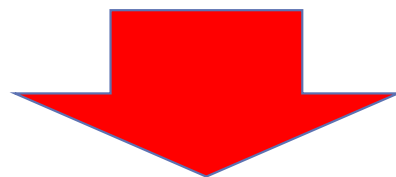
②使用料算定期間

長期の算定期間

諸経費の物価変動、有収水量等の的確な判断が困難となる。

短期の算定期間

対象経費の変動が大きくなる可能性があり、公共料金として安定性に欠ける。



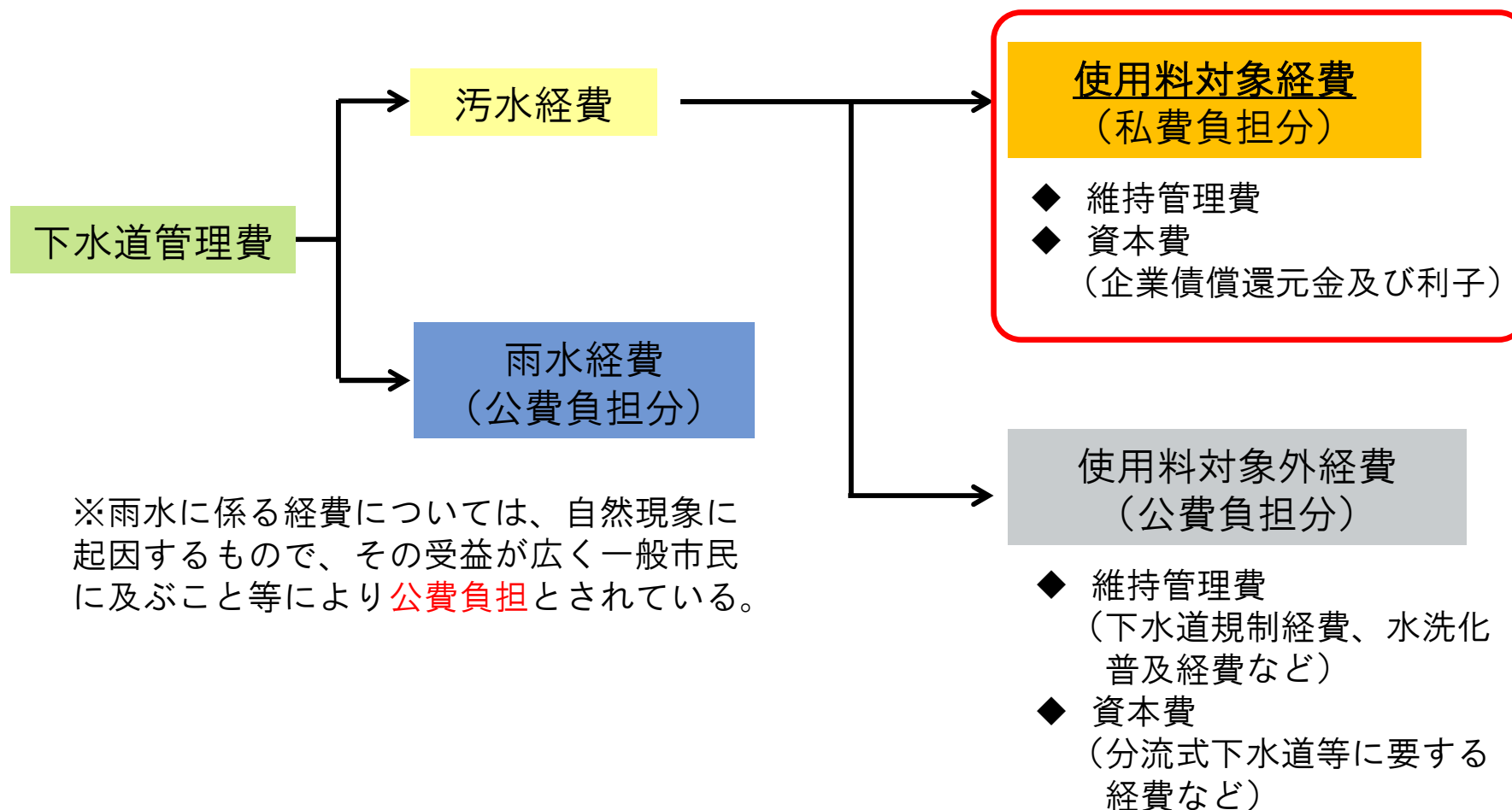
3年から5年程度の算定期間の設定が妥当

本市の場合、これまでの料金改定においても概ね4年間としており、今回も「令和5年度～8年度」までの4年間とする。

③使用料対象経費

使用料対象経費とは、汚水事業に係る経費（維持管理費・資本費）のうち、公費負担分を除いた下水道使用料で負担すべき経費のこと。

図－1 下水道管理費（維持管理費・資本費）の構成



維持管理費

科目	内 容
管渠費	管渠の清掃等維持補修に要する経費
ポンプ場費	ポンプ場の運転、維持補修等に要する経費
処理場費	終末処理場の運転、汚泥処理、維持補修等に要する経費
流域下水道管理費	八代北部流域下水道施設の維持管理負担金
総係費	事業全般にわたる管理運営及び使用料の徴収等に要する経費

資本費

科目	内 容
企業債償還元金	過去に借入を行った企業債（※借入金）の元金償還金
企業債償還利子	// の利子償還金

④ 前回の主な改定内容

◆ 基本料金と超過料金（従量料金）に限定した見直し

平均改定率がH27年度改定時の改定率（6.33%）と同程度になるよう設定した。

（消費税抜き）

汚水の排出量による区分 （1カ月当たり）		下水道使用料（円）			改定率 （%）
		改定前	改定後	増加額	
基本料金（8m ³ まで）		1,120	1,192	72	6.43
超過料金 （1m ³ あたり）	9m ³ ～ 20m ³	175	186	11	6.29
	21m ³ ～ 30m ³	180	191	11	6.11
	31m ³ ～ 50m ³	190	202	12	6.32
	51m ³ ～ 100m ³	195	207	12	6.15
	101m ³ ～	205	218	13	6.34
公衆浴場（1m ³ あたり）		29	29	0	0
累進度（最高単価／最低単価）		1.17	1.17	0.00	—

⑤ 今回の改定(案)の内容

◆ 基本料金と超過料金（従量料金）の見直し

平均改定率が前回改定率（6.32%）と同程度になるよう設定した。また、累進度について、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなるという趣旨から、これまでと同程度になるよう設定を行った。なお、公衆浴場については、据え置きとした。

（消費税抜き）

汚水の排出量による区分 (1カ月当たり)		下水道使用料（円）			改定率 (%)
		改定前	改定後	増加額	
基本料金（8m ³ まで）		1,192	1,267	75	6.29
超過料金 (1m ³ あたり)	9m ³ ～ 20m ³	186	198	12	6.45
	21m ³ ～ 30m ³	191	203	12	6.28
	31m ³ ～ 50m ³	202	215	13	6.44
	51m ³ ～ 100m ³	207	220	13	6.28
	101m ³ ～	218	232	14	6.42
公衆浴場（1m ³ あたり）		29	29	0	0
累進度（最高単価／最低単価）		1.17	1.17	0.00	—

◆井戸水世帯における認定水量、及び、使用料体系据え置き理由

(1) 井戸水世帯における認定水量据え置き理由

上水道世帯における直近5ヶ年の検針水量データは、次頁(表2)のとおりであり、現在設定している世帯区分ごとの1人1月あたりの認定水量とほぼ変わらない数値であるため変更なしとする。

- ・ 1人世帯・・・ $9\text{m}^3/\text{人}$ (5ヶ年平均水量： $9.09\text{m}^3/\text{人}$)
- ・ 2人世帯・・・ $8\text{m}^3/\text{人}$ (" : $8.28\text{m}^3/\text{人}$)
- ・ 3人世帯・・・ $7\text{m}^3/\text{人}$ (" : $6.82\text{m}^3/\text{人}$)
- ・ 4人世帯・・・ $6\text{m}^3/\text{人}$ (" : $6.06\text{m}^3/\text{人}$)

(2) 使用料体系据え置き理由

超過料金に係る段階区分については、H27年度料金改定時に2段階から5段階へ見直しを行っており、14市の状況も考慮し、現状据え置くこととする。

表2 上水道検針水量データ

使用形態			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	5ヶ年合計
1人世帯	件数	件	25,247	26,510	30,045	33,521	37,732	153,055
	水量	m ³	230,402	238,208	266,064	300,907	355,940	1,391,521
	単位水量	m ³ /件・月	9.13	8.99	8.86	8.98	9.43	9.09
		m ³ /人・月	9.13	8.99	8.86	8.98	9.43	9.09
		m ³ /人・日	0.300	0.295	0.291	0.295	0.310	
2人世帯	件数	件	20,665	21,284	21,700	22,149	22,972	108,770
	水量	m ³	336,654	351,798	358,115	365,662	389,085	1,801,314
	単位水量	m ³ /件・月	16.29	16.53	16.50	16.51	16.94	16.56
		m ³ /人・月	8.15	8.26	8.25	8.25	8.47	8.28
		m ³ /人・日	0.268	0.272	0.271	0.271	0.278	
3人世帯	件数	件	14,819	15,202	15,685	15,716	15,951	77,373
	水量	m ³	304,311	309,410	318,561	317,524	333,156	1,582,962
	単位水量	m ³ /件・月	20.54	20.35	20.31	20.20	20.89	20.46
		m ³ /人・月	6.85	6.78	6.77	6.73	6.96	6.82
		m ³ /人・日	0.225	0.223	0.223	0.221	0.229	
4人世帯	件数	件	13,214	13,496	14,066	14,792	15,353	70,921
	水量	m ³	320,092	330,029	336,949	353,309	380,080	1,720,459
	単位水量	m ³ /件・月	24.22	24.45	23.95	23.89	24.76	24.26
		m ³ /人・月	6.06	6.11	5.99	5.97	6.19	6.06
		m ³ /人・日	0.199	0.201	0.197	0.196	0.203	

表3 排出量別下水道使用料金額の比較

(消費税抜き)

汚水 種類	排出量 (1カ月)	現 行	改定(案)	差 額 (円)	増加率 (%)
		金額 (円)	金額 (円)		
一 般 汚 水	8m ³	1,192	1,267	75	6.29
	10m ³	1,564	1,663	99	6.33
	20m ³	3,424	3,643	219	6.40
	30m ³	5,334	5,673	339	6.36
	50m ³	9,374	9,973	599	6.39
	100m ³	19,724	20,973	1,249	6.33
	500m ³	106,924	113,773	6,849	6.41
	1,000m ³	215,924	229,773	13,849	6.41
	5,000m ³	1,087,924	1,157,773	69,849	6.42
	10,000m ³	2,177,924	2,317,773	139,849	6.42

表4 改正による下水道使用料収入の見込額

(単位：千円、消費税込み)

		現行使用料 収入額 (A)	改定 (案) 使用料 収入額 (B)	増収見込額 (B)-(A)=(C)
合計		4,754,715	5,055,213	300,498
各 年 度 別 内 訳	5年度	1,187,547	1,262,604	75,057
	6年度	1,188,542	1,263,659	75,117
	7年度	1,188,037	1,263,117	75,080
	8年度	1,190,589	1,265,833	75,244

◆改定後の経費回収率及び使用料対象経費

対象経費	内容	経費回収率（改定後）
維持管理費	人件費、各施設のポンプ等を稼働するための動力費、汚水を処理するための薬品費、施設補修の費用、使用料徴収経費等	100%
資本費	施設建設のために借り入れた市債の返済分にあたる資本費（元金及び利子償還金）	<u>60.3%</u> （本来は100%とすべき）

市民生活への影響等を考慮し、段階的に引き上げる

（前回の料金改定）

維持管理費の100%
資本費（元金及び利子償還金）の58.6%

表5 使用料対象経費

(税込 単位：千円)

区 分	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	合 計	内 訳		使 用 料 対 象 経 費	
						公費負担分	私費負担分 (使用料対象経費)		
維持 管理 費	管 渠 費	58,562	58,774	58,986	59,198	235,520	0	235,520	235,520
	ポ ン プ 場 費	30,602	30,602	30,602	30,602	122,408	0	122,408	122,408
	処 理 場 費	380,350	379,262	378,913	378,216	1,516,739	10,486	1,506,253	1,506,253
	流 域 下 水 道 管 理 費	159,554	160,120	160,311	160,455	640,440	0	640,440	640,440
	総 係 費	138,059	138,059	138,059	138,059	552,234	25,670	526,564	526,564
	①小 計	767,126	766,816	766,870	766,529	3,067,341	36,156	(A) 3,031,185	(A) ×100% (ア) 3,031,185
資 本 費	企 業 債 利 息	232,732	218,962	206,782	196,834	855,310	392,028	463,282	463,282
	企 業 債 元 金	1,599,866	1,591,420	1,509,697	1,482,056	6,183,039	3,288,655	2,894,384	2,894,384
	②小 計	1,832,598	1,810,382	1,716,479	1,678,890	7,038,349	3,680,683	(B) 3,357,666	(B) ×60.3% (イ) 2,024,028
③合 計	2,599,724	2,577,198	2,483,349	2,445,419	10,105,690	3,716,839	(C) 6,388,851	(C) ×79.1% (ウ) 5,055,213	
有収水量 (m ³)	5,854,396	5,865,717	5,869,520	5,883,759	(D) 23,473,392				
使用料対象 経費単価④								(エ) 215.4	

◆ 維持管理費

$$\begin{array}{rclcl} 4 \text{カ年間の私費負担額} & \times & \text{経費回収率} & = & \text{使用料対象経費} \\ 3,031,185 \text{ 千円} & \times & 100\% & = & 3,031,185 \text{ 千円} \cdots (\text{ア}) \end{array}$$

◆ 資本費

$$\begin{array}{rclcl} 4 \text{カ年間の私費負担額} & \times & \text{経費回収率} & = & \text{使用料対象経費} \\ 3,357,666 \text{ 千円} & \times & 60.3\% & = & 2,024,028 \text{ 千円} \cdots (\text{イ}) \end{array}$$

◆ 使用料対象経費

$$\begin{array}{rclcl} \text{維持管理費 (ア)} & + & \text{資本費 (イ)} & = & \text{使用料対象経費合計} \\ 3,031,185 \text{ 千円} & + & 2,024,028 \text{ 千円} & = & 5,055,213 \text{ 千円} \cdots (\text{ウ}) \end{array}$$

◆ 算定期間内の1m³当りの平均単価

※算定期間内の資本費を60.3%使用料で回収する場合【段階的引き上げ】

$$\begin{aligned} 1 \text{ m}^3 \text{当りの平均単価} &= \frac{\text{使用料算入経費合計 (ウ)}}{\text{4カ年間の有収水量 (D)}} \\ &= \frac{5,055,213 \text{ 千円}}{23,473,392 \text{ m}^3} = 215.4 \text{円} \cdots (\text{エ}) \end{aligned}$$

※算定期間内の資本費を100%使用料で回収する場合【本来理想のパターン】

$$\begin{aligned} 1 \text{ m}^3 \text{ 当りの平均単価} &= \frac{\text{私費負担分 (C)}}{\text{4カ年間の有収水量 (A)}} \\ &= \frac{6,388,851 \text{ 千円}}{23,473,392 \text{ m}^3} = 272.1 \text{ 円} \cdots \text{(D)} \end{aligned}$$

◆ 平均改定率

$$\begin{aligned} \text{平均改定率} &= \left[\frac{\text{※算定期間の改定後の使用料収入額}}{\text{算定期間の現行使用料による収入額}} - 1 \right] \times 100 \\ &= \left[\frac{5,055,213 \text{ 千円}}{4,754,715 \text{ 千円}} - 1 \right] \times 100 = \underline{6.32\%} \end{aligned}$$

(3) 下水道管理費及び使用料算定対象経費の実績と計画 (表6)

項目		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	
有収水量 A		m	5,749,275	5,757,887	5,817,730	5,836,064	23,160,956	5,854,396	5,865,717	5,869,520	5,883,759	23,473,392	
汚水処理費	維持管理費	施設管理費	千円	415,979	408,513	458,651	452,919	1,736,063	469,513	468,638	468,501	468,016	1,874,667
		流域下水道管理費	千円	124,690	138,954	148,699	160,669	573,012	159,554	160,120	160,311	160,455	640,440
		総係費	千円	138,142	142,032	145,911	146,241	572,326	138,059	138,059	138,059	138,059	552,234
		小計 B	千円	678,811	689,499	753,261	759,829	2,881,401	767,126	766,816	766,870	766,529	3,067,341
	資本費	企業債利息	千円	308,762	285,499	264,151	248,419	1,106,831	232,732	218,962	206,782	196,834	855,310
		企業債元金	千円	1,664,970	1,670,964	1,654,912	1,619,893	6,610,739	1,599,866	1,591,420	1,509,697	1,482,056	6,183,039
小計 C		千円	1,973,732	1,956,463	1,919,063	1,868,312	7,717,570	1,832,598	1,810,382	1,716,479	1,678,890	7,038,349	
合計		千円	2,652,543	2,645,962	2,672,324	2,628,141	10,598,971	2,599,724	2,577,198	2,483,349	2,445,419	10,105,690	
使用料対象経費		維持管理費 B-I=D	千円	670,407	680,593	744,987	751,555	2,847,542	758,087	757,777	757,831	757,490	3,031,185
		資本費 C-J=E	千円	1,086,733	1,119,868	1,019,793	888,339	4,114,733	890,569	835,068	821,191	810,838	3,357,666
		合計 F	千円	1,757,140	1,800,461	1,764,780	1,639,894	6,962,275	1,648,656	1,592,845	1,579,022	1,568,328	6,388,851
使用料収入	現行 G	千円	1,163,618	1,181,113	1,188,918	1,203,180	4,736,829	1,187,547	1,188,542	1,188,037	1,190,589	4,754,715	
	改定案 H	千円						1,262,604	1,263,659	1,263,117	1,265,833	5,055,213	
	差額	千円						75,057	75,117	75,080	75,244	300,498	
使用料単価	現行 G/A	円	202.4	205.1	204.4	206.2	204.5	202.8	202.6	202.4	202.4	202.6	
	改定案 H/A	円						215.7	215.4	215.2	215.1	215.4	
回収率	現行 G/F	%	66.2	65.6	67.4	73.4	68.00	72.0	74.6	75.2	75.9	74.4	
	改定案 H/F	%						76.6	79.3	80.0	80.7	79.1	
回収率 (資本費分)	現行 (G-D)/E	%	45.4	44.7	43.5	50.8	45.9	48.2	51.6	52.4	53.4	51.3	
	改定案 (H-D)/E	%						56.7	60.6	61.5	62.7	60.3	
一般会計繰入金	基準内	維持管理費分 I	千円	8,404	8,906	8,274	8,274	33,859	9,039	9,039	9,039	9,039	36,156
		資本費分 J	千円	886,999	836,595	899,270	979,973	3,602,837	942,029	975,314	895,288	868,052	3,680,683
	補填分	現行 F-G-M=K	千円	178,122	210,148	189,362	100,314	677,946	136,309	120,703	124,785	129,239	511,036
		改定案 F-H-M=L	千円						61,252	45,586	49,705	53,995	210,538
	合計	現行 I+J+K	千円	1,073,525	1,055,649	1,096,906	1,088,561	4,314,642	1,087,377	1,105,056	1,029,112	1,006,330	4,227,875
		改定案 I+J+L	千円						1,012,320	1,029,939	954,032	931,086	3,927,377
		差額	千円						△75,057	△75,117	△75,080	△75,244	△300,498
市債	平準化債・特別措置 M	千円	415,400	409,200	386,500	336,400	1,547,500	324,800	283,600	266,200	248,500	1,123,100	

◆ 経費回収率(全体)

経費回収率（全 体）・・・汚水経費に対する下水道使用料の割合

改定しない場合 74.4% ⇒ 改定後 79.1%

◆ 経費回収率(資本費)

経費回収率（資本費）・・・汚水資本費に対する汚水維持管理費に充当した後の下水道使用料の割合

改定しない場合 51.3% ⇒ 改定後 60.3%

2. 下水道財政の現状と見通し

(1) 財政計画

【収支計画】

(単位：百万円、消費税込)

区分			実績					計画					計画 - 実績
			R1年度	2年度	3年度	4年度	計 (ア)	R5年度	6年度	7年度	8年度	計 (イ)	(イ) - (ア)
収益的 収支	収入 (A)		2,192.8	2,140.4	2,150.4	2,229.7	8,713.3	2,211.2	2,242.9	2,200.5	2,205.1	8,859.7	146.4
	下水道使用料	現行	1,163.6	1,181.1	1,188.9	1,203.2	4,736.8	1,187.6	1,188.5	1,188.0	1,190.6	4,754.7	17.9
		改定案	-	-	-	-	-	1,262.6	1,263.7	1,263.1	1,265.8	5,055.2	318.4
		差引	-	-	-	-	-	75.1	75.1	75.1	75.2	300.5	-
	雨水処理負担金		275.5	269.4	220.9	229.2	995.0	232.5	239.8	259.5	278.7	1,010.5	15.5
	一般会計負担金		746.4	683.8	735.9	792.8	2,958.9	785.3	810.2	748.6	731.4	3,075.5	116.6
	その他収入		7.3	6.1	4.7	4.5	22.6	5.8	4.4	4.4	4.4	19.0	△ 3.6
	支出 (B)		1,097.6	1,087.0	1,094.7	1,091.9	4,371.2	1,082.7	1,067.1	1,054.5	1,042.4	4,246.8	△ 124.5
	維持管理費	汚水分	678.8	689.5	753.3	759.8	2,881.4	767.1	766.8	766.9	766.5	3,067.4	186.0
		雨水分	61.0	65.4	32.1	33.7	192.2	33.7	33.7	33.8	33.8	135.0	△ 57.2
汚水分		308.8	285.5	264.2	248.4	1,106.8	232.7	219.0	206.8	196.8	855.3	△ 251.5	
雨水分		49.0	46.6	45.2	50.0	190.8	49.2	47.6	47.0	45.3	189.1	△ 1.7	
収支差引 (A) - (B) (C)		1,095.2	1,053.4	1,055.8	1,137.8	4,342.1	1,128.4	1,175.8	1,146.1	1,162.7	4,613.0	270.8	
資本的 収支	収入 (D)		2,893.7	3,178.9	2,929.6	2,826.1	11,828.3	2,507.8	2,505.5	2,455.7	2,431.7	9,900.7	△ 1,927.6
	国庫補助金		736.4	1,042.4	860.2	817.1	3,456.1	685.0	738.0	683.5	683.5	2,790.0	△ 666.1
	企業債	事業債	1,270.1	1,262.2	1,248.2	1,287.4	5,067.9	1,075.2	1,129.5	1,128.4	1,128.4	4,461.5	△ 606.4
		平準化債	415.4	409.2	386.5	336.4	1,547.5	324.8	283.6	266.2	248.5	1,123.1	△ 424.4
	受益者負担金分担金		48.7	47.7	53.7	39.0	189.1	76.1	49.9	51.2	56.9	234.1	45.0
	他会計負担金		154.6	168.3	176.5	179.1	678.5	176.7	185.0	167.6	157.2	686.5	8.0
	他会計補助金	現行	264.9	247.0	201.2	163.4	876.5	160.0	109.5	158.8	157.2	585.5	△ 291.0
		改定案	-	-	-	-	-	85.0	34.4	83.7	82.0	285.0	△ 591.5
		差引	-	-	-	-	-	75.1	75.1	75.1	75.2	300.5	-
	その他収入		3.6	2.1	3.3	3.7	12.7	10.0	10.0	0.0	0.0	20.0	7.3
支出 (E)		3,978.9	4,249.8	3,987.7	3,956.4	16,172.8	3,656.1	3,702.5	3,640.1	3,655.0	14,653.7	△ 1,519.1	
建設改良費		2,140.7	2,410.0	2,184.1	2,186.2	8,921.0	1,902.3	1,948.2	1,947.4	1,968.9	7,766.8	△ 1,154.2	
企業債償還金	汚水分	1,665.0	1,671.0	1,654.9	1,619.9	6,610.7	1,599.9	1,591.4	1,509.7	1,482.1	6,183.1	△ 427.7	
	雨水分	173.2	168.8	148.7	150.3	641.1	153.9	162.9	183.0	204.0	703.9	62.8	
収支差引 (D) - (E) (F)		△ 1,085.2	△ 1,070.9	△ 1,058.1	△ 1,130.3	△ 4,344.5	△ 1,148.3	△ 1,197.0	△ 1,184.4	△ 1,223.3	△ 4,753.0	△ 408.5	
収支再差引 (C) + (F) 現行		10.0	△ 17.5	△ 2.3	7.5	△ 2.4	△ 19.9	△ 21.2	△ 38.3	△ 60.6	△ 140.0	△ 137.7	
収支再差引 (C) + (F) 改定案		-	-	-	-	-	55.2	53.9	36.7	14.6	160.5	-	

(2)財政計画積算の考え方（現行の使用料体系の場合）

① 収入

(ア) 下水道使用料

有収水量等を過去の実績等をもとに予測すると、過去4カ年の実績と比較して0.2億円増加

(イ) 一般会計繰入金

維持管理費の増加はあるものの、企業債償還金の減少により過去4カ年と比較して1.4億円減少

(ウ) 国庫補助金

現行の基準（補助率や充当率）に基づき積算。下水道整備費の減に伴い減少

(エ) 企業債

投資の重点化等により整備目標達成に必要な事業費を計上しており、企業債の償還期間と減価償却費との差により生じる構造的な資金不足については、資本費平準化債を活用。

企業債全体の発行額としては過去4カ年と比較して10.3億円減少

② 支出

(ア) 維持管理費

管渠延長及び汚水量の伸びや、下水道施設の老朽化等により、過去4カ年と比較し1.3億円増加

(イ) 下水道整備費

一層の重点化・効率化を図りつつ、整備目標達成に必要な事業費を計上

(ウ) 企業債償還金

債務残高の減少により、過去4カ年と比較して3.6億円減少

【令和5年度以降4年間（改定案の使用料体系の場合）】

◆下水道使用料の改定を含む増収額：3億1,800万円

（令和4年度までの4年間との対比6.7%増）

◆一般会計繰入金の減少額：4億5,100万円

（令和4年度までの4年間との対比8.2%減）

3. 今後の下水道事業の展開

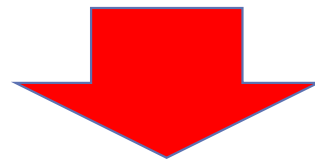
(1) 事業展開の内容

【令和3年度末見込】

- 建設投資総額 961 億円
- 普及率 48.4%

【今後の課題】

- 老朽化した施設の改築更新
- 人口減少、厳しい財政状況の中での耐震・浸水対策、公共用水域の水質保全の実施



【これからの下水道事業】

- 合併処理浄化槽による整備
(小型で整備費用も安価、人口減少にも即応できる機動性がある)
- 下水道整備計画の見直しによる投資の効率化
- コスト縮減を図りながら快適な水環境の維持・向上に努める

(2)健全な下水道経営

【経営体質の強化】

- 経費を抑制しつつ、事業効果を最大限に発揮
- 今後の事業運営に的確に対応した効率的な執行体制づくり

【具体策】

①下水道施設の適正維持

- 下水道施設の計画的な調査・点検、及び計画的な修繕・改築の実施
(省エネルギー化・省力化・耐震強化など機能向上も併せて図る)

②効率的な事業運営

- 施設の機能維持・延命化等、効率的な維持管理
- 民間委託の推進による組織の効率化

③未接続の解消

- 個別訪問などによる現行助成制度のPRにより水洗化の促進を図る

④経営戦略の実行、及び、経営の見える化

- 令和2年3月に見直しを実施した経営戦略における取り組みの着実な実行
- 分かりやすい経営情報の開示による「見える化」を図る